

小樽市新総合体育館基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

小樽市新総合体育館基本計画策定業務委託

2. 目的

本市においてスポーツ活動の中心的役割を果たす小樽市総合体育館は、日々、多くの市民が利用する施設であるとともに、災害時には多くの人員を収容する指定避難所であるにもかかわらず、耐震性能が旧基準のままであり、バリアフリー化も不十分です。また、旧室内水泳プールが平成 19（2007）年 6 月に廃止されて以降、市内中心部に市営プールが無い状態が続いています。

こうした中、小樽市教育委員会では、令和 4（2022）年 2 月に「小樽市総合体育館長寿命化計画」を策定、同計画では、現総合体育館は、旧緑小学校跡地において、プール室を併設して再整備を行うこととし、整備に向けた基本的な考え方を示しました。そして、令和 5（2023）年 2 月には、新総合体育館整備の基本理念・基本方針などを定めた「小樽市新総合体育館基本構想」を策定したところです。

本業務では、先に策定した「小樽市新総合体育館基本構想」を踏まえ、新総合体育館の整備に向け「小樽市新総合体育館基本計画」の策定を行います。

3. 業務内容

下記のとおりとします。なお、詳細は別添仕様書を参照してください。

- ・基本計画の作成（前提条件の整理、施設計画の検討など）
- ・事業手法の検討（定量的評価、定性的評価など）
- ・小樽市新総合体育館整備検討委員会、庁内検討会議の運営支援
- ・市民説明会の開催及びパブリックコメントにおける意見のとりまとめ
- ・打合せ協議、報告書作成 など

4. 事業の上限額（予定）

業務委託の上限額は、1 4, 2 5 5 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を予定しており、委託額については、事業者の提案内容に応じて協議のうえ、予算額の範囲内で定めます。

5. 履行期間（予定）

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日（金）まで

6. 日程

(1) 実施要領等配布	令和 5年3月24日(金)
(2) 質問の受付開始	令和 5年3月27日(月)
(3) 質問の受付終了	令和 5年3月29日(水) 正午
(4) 質問の回答	令和 5年4月 5日(水)
(5) 申請の受付開始	令和 5年4月 6日(木)
(6) 申請の受付終了	令和 5年4月10日(月) 午後3時
(7) 事前審査結果通知	令和 5年4月13日(木)
(8) ヒアリング審査の実施	令和 5年4月18日(火)
(9) 選考結果の通知、見積書の依頼	令和 5年4月下旬
(10) 契約締結	令和 5年5月上旬

7. 参加資格の要件

当プロポーザルに参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていること。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(1) 指名要件(次の①～④のすべてに該当していること。)

- ①令和5・6年度小樽市設計等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②国土交通省の建設コンサルタント登録制度において、「都市計画及び地方計画部門」に登録していること。
- ③小樽市、札幌市のいずれかに本社・支社・営業所等を有していること。
- ④過去10年間に体育館又は水泳プールにおける同種業務(基本構想又は基本計画の策定)の履行実績があること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 提案書類の提出期限において、小樽市の指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。

(5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

8. 質問及び回答

当プロポーザルに関して質問事項がある場合は、所定の質問書(様式3)に簡潔に要旨を記載のうえ、電子メールに添付し提出してください。なお、質問の受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けません。(送信後は確認のため電話連絡してください)

また、質問と回答は小樽市ホームページに掲載するため、公開不可能な内容を含む質問はできません。

(1) 質問の受付期限

「6. 日程」で示す期限までに提出すること。

(2) 提出先

小樽市教育委員会教育部新総合体育館整備担当・生涯スポーツ課

電子メールアドレス syogai-sports@city.otaru.lg.jp

(3) 小樽市教育委員会からの回答

質問書への回答については、「6. 日程」で示す期限までに行うこと。なお、質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載します。

9. 提出書類

(1) 参加申込書（様式1）

(2) 同種業務実績表（様式2）

(3) 提案書

様式は任意としますが、A4縦長横書き左綴じとし、片面8ページまでとします。また、提案内容は以下の内容をすべて記載すること。

- ① 業務遂行における作業計画（作業開始は令和5年5月、素案策定を11月末に想定）
- ② 本業務に取り組む体制（配置予定の職員が有する資格や経験等）
- ③ 関係団体からの意見聴取に関する考え方
- ④ 小樽市新総合体育館整備検討委員会及び市民説明会への対応に関する考え方
- ⑤ 独創的な施設整備や活用方法の提案に向けた考え方
- ⑥ 事業方式の検討方法に関する考え方

(4) 見積書及び内訳書

(5) 「7. 参加資格の要件（1）」の②及び③を証明する書面の写しなど

(6) その他PR資料（同種業務の実績が分かる資料など）

※（1）と（5）は1部、（2）（3）（4）（6）は8部を、「6. 日程」で示す期限までに小樽市教育委員会教育部新総合体育館整備担当・生涯スポーツ課に提出すること。

10. 審査方法

関係部局の職員で組織する評価選定委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を行います。審査では別添の評価基準表に基づき提案内容の評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に契約交渉順位を定めます。なお、評価点の合計が同点となるものが2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定します。

(1) 審査基準

別添の評価基準表を参照してください。

(2) 事前審査の実施

申請書の受付終了後、申請者が「7. 参加資格の要件」に適合するか審査し、結果を「6. 日程」で示す期限までに通知します。また、この際に、ヒアリング審査の日時、会場についても併せて通知します。

(3) ヒアリング審査

提案書類等を元に企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、ヒアリングを実施し審査を行います。本業務に従事する者が主にプレゼンテーション及び質疑応答を行ってください。(1 提案者につき発表20分+質疑応答10分程度)

なお、ヒアリングに参加しない事業者は、申込を取り下げたものとみなします。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに審査対象の全事業者に対して、電子メールで通知します。

(5) 契約の締結

契約交渉順位第1位に選定された事業者と契約締結の協議を行い、所定の手続を経て委託契約を締結します。なお、辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次点の契約交渉順位者を契約締結候補者とします。

11. その他

- (1) 本提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加及び差替えは認めません。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外の使用はいたしません。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがあります。
- (6) 提案書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属します。
- (7) 提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしません。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、評価選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。
- (9) 当プロポーザルにおいて知り得た情報(周知の情報は除く。)は、当プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとします。また、当プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄してください。
- (10) 審査結果に関する問合せには一切応じません。

12. 問合せ・連絡先

小樽市教育委員会教育部新総合体育館整備担当・生涯スポーツ課

担当：近藤、原田

郵便番号：047-0034

住所：小樽市緑3丁目4番1号

電話：0134-32-4111 内線7556

FAX：0134-33-6608